

どうすればいい？



参加無料

働き方改革への対応

第2回「事例と対応」

働き方改革関連法が施行され半年。パート等を含む労働者を雇用する事業所は、例え個人事業主の方でも対応が必要です。人手不足や業務が忙しくなかなか有給休暇が取れない。そんな時でも年次有給休暇を確実に取得させる方法、時間外労働規制への対応など、働き方改革に取り組み、成功している事例を幅広くご紹介します。

日時 令和元年10月2日（水）13:00~15:00

場所 羽島商工会議所（羽島市竹鼻町2635番地）

定員 20名

※下記申込書に必要事項をご記入の上ご持参いただくか、FAXまたはE-mailにてお申込ください。

第1回を受講されていない方も是非ご参加ください！

第3回 12月3日（火）「36協定と残業削減に向けて」
中小企業への時間外労働の上限規制は2020年4月から施行されます。

〈働き方改革個別相談会〉 個別相談会を開催します。正社員の方はもちろん、パートさんに必要な有給休暇日数や管理手法、各種様式、時間外労働上限規制、同一労働同一賃金への対応、就業規則の見直しなど、個人・法人に関わりなくご相談いただけます。ご予約は電話（058-392-9664）にてお申込ください。

- 13:30~15:00
11/14（木）、1/16（木）
- 15:00~17:00
10/9（水）、12/3（火）

講師

こんどう労務年金事務所
特定社会保険労務士

近藤義博 氏



プロフィール

元羽島商工会議所中小企業相談所長。郡上市商工会事務局長を経て、特定社会保険労務士として、こんどう労務年金事務所を開業。現在は、働き方改革推進支援センター専門相談員でもあり、さまざまな労務問題解決に取り組んでいる。

主催 羽島商工会議所

TEL: 058-392-9664 FAX: 058-392-6708 E-mail: info@hashima-cci.or.jp

第2回働き方改革セミナー（10/2） 参加申込書

羽島商工会議所 FAX058-392-6708

申込日 2019年 月 日

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
参加者名		従業員数

■申込情報は、本事業活動の遂行のためにのみ利用させていただきます。■この事業は岐阜県からの補助金を受けています。2019年9月10日 羽島商工会議所